

桑名建設事務所地域維持型建設共同企業体取扱試行要領

(要旨)

第1条 この要領は、桑名建設事務所（以下「発注機関」という。）における県管理施設の維持修繕業務等を包括的に発注する地域維持型契約方式の試行にあたり、地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型JV」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 地域維持型JVとは、地域における公共土木施設の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を構築することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体をいう。

(実施体制及び構成員の数)

第3条 地域維持型JVの体制は、各構成員が一体となって、または適切な役割分担により事業を実施する体制とする。

2 地域維持型JVの構成員の数は、地域や対象事業の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数を勘案して5社以上とする。

(構成員の資格)

第4条 地域維持型JVのすべての構成員は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されていること。
- (2) 発注機関の管内に本店及び建設業法に基づく主たる営業所を有していること。
- (3) 土木工事業の営業年数が5年以上あること。

また、建設業法第28条に基づく指示又は営業停止処分を受けたものにあつては、当該処分を受けた日から5年以上経過していること。

- (4) 土木一式工事の主任技術者となることができる者を、すべての構成員が配置できること。なお、地域維持型JVの代表者となる者は全ての履行期間において、土木一式工事に係る監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等を有する者を配置できること。ただし、専任は要しない。

また、代表者の監理技術者又は主任技術者は構成員の作業を適正に把握し管理すること。

(構成員の出資比率)

第5条 地域維持型JVの構成員の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。ただし、出資を行わない者を構成員とすることはできない。

(代表者)

第6条 地域維持型JVの代表者は、発注機関が発注した土木一式工事の元請けとしての施工実績を有する者であつて、構成員の協議において決定された者とする。

(対象事業)

第7条 地域維持型JVの対象事業は、発注機関が定める維持管理業務とする。

(業務の指定)

第8条 対象とする業務の指定は、発注機関の長が桑名建設事務所建設工事競争入札審査会（以下「競争入札審査会」という。）の審査を経て行うものとする。

(地域維持型JVを構成する企業の資格要件及び結成)

第9条 発注機関の長が、前条に基づく業務の指定を行おうとするときは、当該業務の地域維持型JVの構成員に適した企業の資格要件を内申し、競争入札審査会の審査を受けなければならない。

2 第1項の競争入札審査会で構成員となる企業の資格要件が適当と認められたときは、発注機関の長は当該業務の概要、資格要件、その他の業務の施工に必要な事項を公告するものとする。

3 第2項により公告された資格要件を有し、指定された業務への参加を希望する企業は、任意に地域維持型JVを結成するものとする。

この場合、一の企業は二以上の地域維持型JVの構成員となることはできない。

(入札参加資格審査等)

第10条 前条第3項により結成された地域維持型JVは、発注機関の長の指定する日までに、次の書類を提出しなければならない。

(1) 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1）

(2) 地域維持型建設共同企業体協定書（様式第2）（写し）

(3) 使用印鑑届（様式第3）

2 前項の申請事項に変更が生じた場合については遅滞なく変更届（様式第1-2）を提出するものとする。

(入札参加資格確認)

第11条 発注機関の長は、前条により申請のあった場合には、競争入札審査会に事前条件の審査を受け、適当であるかを確認のうえ、当該地域維持型JVの代表者に事前条件確認通知を行うものとする。

(資格（指名）停止)

第12条 地域維持型JVに関する資格（指名）停止については、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領第7条の特定建設工事共同企業体の扱いに準じる。

附則 この試行要領は、平成26年7月23日から施行する。